

第3章 人権教育、啓発の推進

I 人権教育の推進

市民の人権意識が高まるには、これからの社会を担うこどもの人権意識をしっかり形成することが大切です。

一人ひとりのこどもが自尊感情や自己肯定感を育み、自己を確立して社会的に自立した個人すなわち主権者として健やかに成長するように、社会全体が長期的視点に立ち、発達段階に応じた対応を進めることが大切です。

家庭、学校、地域社会が一体となり、生涯学習の視点に立って、学校教育と社会教育との連携を図りつつ、地域の実情に応じた人権教育を推進します。

(1) 保育所（園）や認定こども園、幼稚園における推進

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で極めて重要な時期です。自我が芽生え、他者の存在を意識し、自己を抑制しようとする気持ちが生まれる乳幼児期の発達の特性をふまえ、遊びを中心とした生活を通して人権感覚の芽生えを育むよう教育や保育を実践することが重要となります。

保育所（園）や認定こども園、幼稚園においては、まずは安全・安心な環境を確保し、家庭との連携を密にしながら、身近な自然や、友だち、地域の様々な人とのふれあいの中で、自尊感情を高め、命の大切さや、人と関わることの楽しさ、人の役に立つ喜びを味わうことができるような取り組みを推進します。

そうした中で、他者の存在や気持ちに気づくとともに、人に対する信頼感や思いやりの気持ち、お互いを尊重し合える心を育成します。

(2) 学校教育における推進

平成22年度に策定された「まえばし学校教育充実指針」の重要項目として、豊かな人間性の育成を掲げています。

① 自他の大切さを認め合える人権教育の推進

学級をはじめ学校生活全体の中で、自分の大切さとともに、他者の大切さを認め、態度や行動に表すことのできる児童生徒を育成することが求められています。そのために、児童生徒が、発達の状況に応じて人権感覚を十分に身に付けられるよう、教育活動全体を通じて、組織的・計画的に指導を行います。

② 生き方の自覚を深める道徳教育の推進

自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことが求められています。そ

のために、各教科等の学習や様々な体験活動などを含めた教育活動全体を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を養うとともに、道徳科の授業においては、道徳的諸価値の理解を基に、自己を見つめ、多様な考え方や感じ方と出会い、自己の生き方についての考えを深める指導の工夫を図ります。

(3) 社会教育・家庭教育における推進

社会教育・家庭教育が担う使命として、地域の今日的課題（少子高齢化、多文化共生・ジェンダー平等など）に対応し、自分を大切にしながら互いを尊重し合えるような社会を構築するために、学びを通じた人と人との社会的なつながりづくりや家庭や地域の教育力を向上させることが必要となっています。

これまでも、公民館等の社会教育施設では、人権に関する講座や人権学習の機会提供、情報発信や指導者養成支援など、さまざまな学習活動を進めてきました。今後も公民館等を中心に、地域の特性をいかにしながら、人権教育の推進に努めていきます。

①家庭教育の充実のための支援

公民館等の社会教育施設では、生涯学習の視点に立ち、あらゆるライフステージに応じた学習機会の充実に努めています。家庭教育は、家族とのふれあいを通して、他者への共感や善悪の判断、人間の尊厳、生命の尊重など人権意識の基本的学習の場としての役割を果たしていると考えます。

その一方で、家庭内においては、こどもや高齢者への虐待、配偶者によるドメスティック・バイオレンス（DV）、ケアラーの問題など、さまざまな人権問題が生じており、不安や課題を抱える家庭への支援の必要性が高まっています。

家庭において、安心して子育てや家庭教育ができるよう、市内すべての地区公民館で実施している「家庭教育学級」をさらに充実させ、すべての人が互いに尊重し合い、共に生きがいを持って暮らせるよう、学びの支援を行います。

②地域における人権教育の充実

P T A 役員、市職員、社会教育団体関係者が、人権に関する問題の解決に向け、地域における人権教育の指導者として明るく住みよいまちづくりを推進していくために、「人権教育指導者研修会」を開催します。

また、様々な人権問題の解消に向け、公民館報、パネル展等による人権啓発を進めることで、人権教育の充実に努めます。

2 人権啓発の推進

一人ひとりの人権が互いに尊重される社会は、市民一人ひとりの自覚と努力によって築き上げられていくものです。地域や家庭、学校、職場等で、市民自らが社会の一員として人権尊重を担う立場にあるということを認識し、主体的に人権課題の解消に取り組むことが、広く本市における人権文化の創造を実現するために必要です。

多様な市民が、人権への理解・関心の度合い等に応じ、必要な知識を習得し、行動につなげることができるよう、親しみやすく、分かりやすい人権啓発の推進に努めます。

(1) 市民に対する啓発

①学習機会の提供

人権に関する正しい知識を習得し、多様な価値観や考え方を受け止めることができるよう学習内容を充実し、あらゆる機会を通じた人権啓発(学習・研修機会、広報・情報の提供等)に努めていきます。

②関係団体等との連携による啓発活動の充実

「人権週間」(12月4日～10日)などの取り組みの機会を捉え、法務局、人権擁護委員、県や市町村との連携を図りながら、より効果的な啓発に努めます。啓発にあたっては、身近な課題の紹介など内容・方法を工夫し、ホームページやインターネット等あらゆる啓発媒体を活用し、有効な啓発に努めます。

また、行政だけでなく、地域全体での取り組みが必要であり、自治会や関係団体等が学びの場を設けることも大切です。市と市民が協働で人権が尊重されるまちづくりを進めるために、関係団体等が主体となった活動や学習の支援に努めます。

併せて、実際に人権侵害があったとき、問題を抱えた人に出会ったとき、どう対応すれば良いのか、救済のための制度がどのようなになっているのかなど、その対処に係る具体的な知識を知っていることも重要です。

そのため、相談先や利用できるサービスその他の対処法など、人権擁護・救済に関する具体的な知識の提供にも努めていきます。

～人権擁護委員とは～

法務大臣から委嘱された民間のボランティアの方々で、現在、約14,000名の人権擁護委員が全国の各市町村に配置されています。

人権擁護委員は、法務局と連携して、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、人権侵害の被害者を救済したり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような人権啓発活動を行っています。

(2) 企業等に対する啓発

企業は、地域社会において、豊かな社会づくりに貢献するという社会的責任(CSR)を担っています。特に近年、SDGsの促進や男女共同参画社会の実現、高齢社会への対応や障害者、外国人の雇用、多様な雇用形態等、適切な対応が強く求められています。また、公正な採用・配置・昇任・賃金・長時間労働の是正をはじめとする職場環境の整備、職場内のさまざまなハラスメントの防止など、企業内における人権尊重への配慮も求められています。

このため、商工会議所等関係機関とも連携を図りながら、企業に対し人権問題に関する研修の開催や講演会への参加を働きかけ、人権意識の高揚に努めます。

